

# 土木計画における合意形成診断法の提案

水谷 香織<sup>1</sup>・東 善朗<sup>2</sup>

<sup>1</sup>正会員 パブリック・ハーツ株式会社 (〒456-0023 名古屋市熱田区六野1-2-21 MCT2203)  
kao@publichearts.com

<sup>2</sup>正会員 パブリック・ハーツ株式会社 (〒456-0023 名古屋市熱田区六野1-2-21 MCT2203)  
azuma@publichearts.com

土木計画では、合意形成の必要性が言われて久しく、これまでに様々な取り組みが行われている。その実務においては、ワークショップやヒアリング等の合意形成手法の導入により作業が煩雑化することが多い。また、特定の人の声しか聴取できない、聴取した意見を効果的に活用できない、行政内部の調整が難しい等様々な問題を生じていることも多い。本研究では、これらの実務上の問題の原因を究明し、解決への道を探る「合意形成診断法」を提案する。具体的には、合意形成の基本手順に基づき診断仮説を立て、合意形成の実務担当者への質問を通じて検証することを繰り返す。これより、合意形成実務の生産性を高め、行政サービスとインフラ整備・維持管理の質の向上に繋がるものと思われる。

**Key Words :** *consensus building, public involvement, means of diagnosis, infrastructure planning*

## 1. はじめに

我が国では、人口減少、少子高齢化、価値観の多様化とともに逼迫する財政状況の中、土木計画においても、より一層社会的合意形成が必要とされてきている。

これまでに、社会的合意形成の取組みは全国で行われ、コンセンサス・ビルディング手法を適用した研究<sup>1)</sup>等多数報告されている。国土交通省でも公共事業における市民参加の指針やガイドライン<sup>2)</sup>等が整備されてきた。これらに理論的示唆を与える計画確定行為の正当性確保に必要な合理性の解明を行った研究<sup>3)</sup>も行われている。

土木計画の実務では、社会的合意形成の取組みが試行錯誤で行われてきたが、業務の生産性低下や行政内外からの厳しい評価のため、新事業における合意形成の導入を躊躇する様子も垣間見られる。一方、右肩上がりの時代の計画の見直しや反対運動が生じ先送りされてきた計画への着手など、より難しい合意形成が求められている。

本研究では、このような土木計画における合意形成の実務的な問題を解決するために、合意形成診断法を提案する。具体的には、合意形成の基本手順に基づき診断仮説を立て、実務担当者への質問を通じて検証し、問題の原因を究明し、実行可能な解決策を見いだす。

まず、土木計画における合意形成の考え方を整理する。つぎに、合意形成診断法について述べる。最後に、考察を行い今後の課題を整理する。

## 2. 土木計画における合意形成

### (1) 合意形成<sup>4)</sup>とは

#### a) 定義

本研究では、「合意」を利害関係者（影響を与える人、受ける人）が満足、少なくとも納得できる状態と定義する。このとき、「合意形成」は、利害関係者が合意を目指して行う前向きな話し合いのプロセスを意味する。賛成・反対、是か非かという主張ではなく、その裏にある理由（利害関心）を聞き、整理分析した上で、それらを満たす提案をしあうプロセスである。また、「社会的合意形成」は、社会的な課題に対して行う合意形成と定義する。社会の構成員の多くが納得のいく形で物事を決めるためのプロセスであり、多くの利害関係者が「合意した」という状況を意味するものではない。また、市民参加型の政策立案・計画策定プロセスともいえる。

#### b) 利害関心に基づく合意形成

合意形成では、「聴く」ことが極めて重要である。とくに、「賛成／反対」「A案／B案／C案」など表面的に主張している「立場」ではなく、主張の裏にある理由、心の中の本音にあたる「利害関心」を聴く。この利害関心には、利益や労働時間、環境に対する影響などの「実質的な利害関心」、信頼感や憎悪などの「心理的な利害関心」、進め方や決め方などの「プロセスに関する利害関心」がある。これら3種の利害関心をしっかりと聴き、

受け止め、全ての利害関心を満たす案を創るべく知恵を絞る。この結果として、関係者全員が満足できなかったとしても、公正なプロセスを経ることで、納得感を高めることができるといわれている。

### c) 合意形成の基本手順

合意形成の進め方は様々であるが、コンセンサス・ビルディング手法<sup>6)</sup>では、招集、役割と責任の分担、集団問題解決のファシリテーション、合意の達成、約束の実行の5ステップを順に行う。招集の前には、利害関係者を特定し、利害関心を聴取、整理、確認、分析して合意の可能性を探る「ステークホルダー分析」が行われる。

本研究では、これらの考え方を基本とし、様々な合意形成業務に適用した経験から、合意形成では次の順番で物事を考えると、誰にでも分かりやすく、合意形成業務の生産性の向上に繋がるという仮説に至っている。

- ① 何についての合意形成か
- ② 意思決定者（＝責任者）は誰か
- ③ 利害関係者は誰か
- ④ 利害関係者全員の利害・関心事項は何か
- ⑤ ④を全て満たす代替案は何か
- ⑥ 全員が満足、少なくとも納得できる代替案ができたとき合意に至る（合意に至らない場合もある）

## (2) 土木計画における合意形成

### a) 社会的合意形成<sup>45)</sup>とは

土木計画で行う合意形成は、社会的な課題に対して行う合意形成であり、社会的合意形成といえる。

社会的合意形成の目的は、以下4点である。

- ① 関係する情報や知識の収集
- ② 意思決定事項の質の向上（価値創造）
- ③ 関係者の理解協力の獲得（信頼構築）
- ④ 揉め事のリスクの緩和

ここで、社会的合意形成は、法律で定められた意思決定権者が意思決定をする際に、発議直後から意思決定直前までの間で行われる。政策的整合性や技術的合理性と並ぶ重要な判断材料を作成することとなる。また、意思決定に利害関係者の意向が反映されたかどうかは、次の選挙で問われることとなる。ルールに基づき、透明性を確保しながら議論をして、win-winとなる代替案を構築することが、意思決定の手続的公正性及び市民の納得度を高めることとなる。

### b) 社会的合意形成の手法・技術・ツール

社会的合意形成の実施にあたっては、利害関係者との話し合いに入る前に、「ステークホルダー分析」を導入すると効果的である。また、社会的合意形成手法には、テレビ、新聞、広報誌、回覧板、ホームページ、アンケート、ヒアリング、説明会、ワークショップ、懇談会、ワールドカフェ、シンポジウム、イベント等多数存在す

る。これらを効果的に組み合わせることで目的が達成できるように最初に「プロセス設計」を行う。また、利害関係者との話し合いの場では、「プログラム設計」を行う。

会議の運営にあたっては、進行役としてファシリテーター等の第三者を起用することが増えてきた。ファシリテーターには、傾聴、リフレイミング、ファシリテーション・グラフィック、ラベルワーク等を駆使できる技術力と経験が求められるが、それ以上に在り方が重要である。在り方については、3(1)で述べる。

### c) 実務担当者が抱える問題

土木計画を担う実務担当者からよく聞かれる声として、以下のようなものがある。

- ・ 住民を説得するために合意形成をしたい
- ・ 一部の声の大きい人の意見以外も聞きたい
- ・ 意見が出ない時はどうするのか
- ・ 合意形成業務は時間と手間を要するので難しい
- ・ 業務をどう進めたら良いか分からない
- ・ 行政内部の（とくに上司との）合意形成が難しい
- ・ 合意形成を行ったが、これでよいか分からない
- ・ 行政内の他の課部局の職員からの評価は厳しい

これらは、法制度の整備、予算措置、人材養成、合意形成の評価、行政職員の異動、行政組織内のナレッジマネジメント等の問題として捉えることができる。この場合、実務担当者が一人で即解決できる範囲を超える。

本研究では、実務担当者が抱える問題の原因究明と解決策に焦点を当てている。この場合、実務担当者が合意形成を理解し、上司や市民に説明でき、少ない業務量で、質の高い行政サービスと土木計画に注力できるとよい考える。その要は、誰にでもわかる「シンプルな合意形成法」とその理解促進及び実践の「支援者」である。この二つがあることで、次章の合意形成診断が可能になる。

## 3. 合意形成診断法

### (1) 合意形成診断とは

#### a) 定義

一般的に「診断」と呼ばれるものは、臨床医学において疾病の根本的な回復を目的に、疾病原因を究明する作業のことを言う<sup>7)</sup>。本研究ではこれに習い、合意形成業務を行う上で生じている問題を究明することを「合意形成診断」と定義する。

#### b) 目的

合意形成診断は、土木計画を担う主に行政職員が、合意形成の実務上の問題を解決し、公共事業が社会に与える影響を少しでも良くすることを目的とする。

#### c) 対象者

合意形成診断は、合意形成の知識、経験、技術を有する

専門家（以下、診断者）が、合意形成を実施する担当者（以下、担当者）に対して行うことを想定している。土木計画の場合は、主に行政職員（個人もしくはチーム）が担当者となる。

#### d) 診断者

合意形成診断を行う診断者は、担当者が落ち着いて心を開き本心話せるように、ファシリテーションを行う。まずは、自分自身がリラックスし、自分と相手を受け入れ、信頼する。そして、心と体を傾けて「聴く」姿勢でいる。どのような発言であっても、批判・批評は一切行わず、そのまま受け止める。答えが見つからないときは、待ったり、分からないことを受容する。担当者とともに問題を見つけ出し、解決策を考える伴走型の支援者としての在り方が重要である。

つぎに、担当者への問いかけ（質問）により能動的に情報を引き出し、担当者の言葉がどのような合意形成の意味を有しているのかを解釈したり、考えられる原因を想起する必要がある。診断者は、合意形成診断に役立つ情報を担当者からの的確に引き出す「インタビュー技術」を磨くことも必要である。また、それぞれの問題に対応する合意形成の知識・技術も蓄えている必要がある。

#### e) 診断手法

医療現場で用いられる診断手法には、仮説演繹法、アルゴリズム法、徹底的検討法、パターン認識等の診断推論のアプローチ法がある<sup>7)</sup>。本研究では、合意形成をシンプルに理解し実施できるように、2(1)で述べた合意形成の基本手順に従って、診断手順をあらかじめ作成するアルゴリズム法を用いる。基本的にはyes、noの二分岐の質問に答えることにより、可能性の高い診断にたどりつく診断法である。

### (2) 合意形成診断の実施方法

#### a) 合意形成診断の流れ

合意形成診断の流れを図-1に示す。まず、診断者は、担当者より事業概要を聴取する。具体的には、目的、利害関係者、前提情報、成果物、成功イメージ、共有すべき情報、実施概要、合意形成プロセス（提供情報、論点、議論・コミュニケーションの方法、スケジュール）、参加の場のプログラム等が挙げられる。

つぎに、合意形成の問題の原因を究明し、解決策を検討する。合意形成の基本手順に従って診断仮説を立て、その場に応じた質問を行う。担当者から回答を得ることで、診断仮説の検証が可能となる。診断仮説が聴取による検証により除外された場合は、次の仮説を検証する。診断仮説が確定した場合は、該当する解決策を提示する。

#### b) 診断仮説と検証、及び解決策

診断仮説は、聴取により演繹的に検証される。6種の診断仮説の具体的な内容と検証のための質問例、及び解

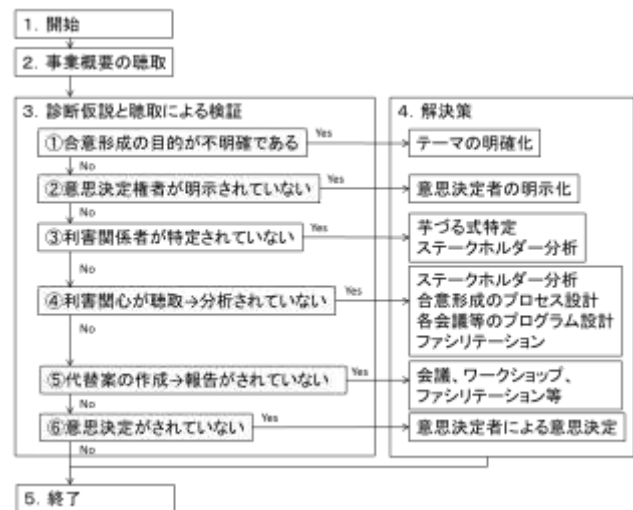


図-1 合意形成診断の流れ

決策を表-1に整理する。診断者は、診断仮説を検証するために、質問を繰り返し、正確に問題を特定できるように、双方向的なコミュニケーションを行う。担当者から得られた情報から仮説を修正し、新たな質問を投げかけると同時に双方向的なプロセスが効果的である。

診断の確定は、基本的にはyes、noの二分岐行うが、現場はそれほど単純明快ではない。例えば、利害関係が抽出されているかどうかは、二者択一で答えられないことが多いため、「可能性」もしくは「確からしさ」で判断する。つまり、診断を災害救急医療現場でのトリアージのように確率的に考えて、担当者が抱える問題が及ぼす影響の確率（可能性、確からしさ）がどれくらいかを低・中・高の3ブロックとしてとらえ、担当者の回答により、その確率がブロックを移動するかどうかで理解する方法である。

また、一つの診断が確定し解決策が見いだせた場合でも、次の診断仮説について聞き進めることで、問題の全体像を把握することが可能になる。

### (3) 合意形成診断の適用

合意形成現場では、個人情報保護法や守秘義務に触れる内容が多い。このため、本稿では、合意形成診断の一部適用例を紹介し、合意形成診断法の特長理解に資することとする。

#### a) 地域住民の協働が必要な計画の作成

ケース1：地域の公共交通計画の作成にあたり、地域住民との意見交換の場を設けて意向を聞き、できる限り反映させたい。もし可能であれば、地域住民が主体となる組織を立ち上げ、公共交通に対して地域住民の意向を取りまとめて行政と交渉したり、自主的な活動を促進していただきたい。なお、この計画は、有識者により構成された会議においても協議される。

表-1 診断仮説, 検証のための質問例, 解決策

	診断仮説(h)	検証のための質問例(q)	解決策(s)
①合意形成の目的	1 そもそも合意形成をする必要がない	1 何についての合意形成ですか	1 合意形成の目的を明確化・共有化する
	2 合意形成の目的が明確に定まっていない	2 何を決める必要があるのですか	2 決定すべき事項を具体的に挙げる
	3 少なくとも行政職員等関係スタッフ内で、目的が共有化されていない	3 他の職員の方も同様に考えていますか	3 別途確認する、もしくは会議に同席する
②意思決定者	4 意思決定者と行政職員の役割分担が、明確に認識されていない	4 法的に定められた意思決定権者(=責任者)は、誰ですか	4 意思決定権者を明示化する
	5 意思決定者の役割を行政職員が担わなければならないと思っている	5 意思決定権者は、どのようなお考えですか	5 意思決定権者に聞く、確認する
	6 意思決定者の意向が分からず、判断がしにくい。不安である	6 意思決定権者は、どのような状況になれば、判断しやすくなるのでしょうか	6 意思決定権者に聞く、確認する
	7 少なくとも行政職員等関係スタッフ内で共有化されていない	7 他の職員の方も同様に考えていますか	7 別途確認する、もしくは会議に同席する
③利害関係者	8 利害関係者の定義が不明確である	8 この事業を行うことで影響を受ける人、この事業に影響を与える人は誰ですか	8 説明を例示とともに書く
	9 全ての利害関係者が洗い出されていない	9 利害関係者のリストはありますか	9 利害関係者リストを作成する
	10	10 全員把握していますか	10 ステークホルダー分析を行い、利害関係者を萃つる式に抽出する
④利害関係心	11 利害関係者だと認識されていない人がいる	11 意思決定権者、上司、議員、専門家、女性、若者、障害者、子育て層、利用者も入っていますか	11 対象地域の建物等から利害関係者を想像する
	12 立場ではなく利害関係事項が聴取されていない	12 どのようなご意見がありますか どうして反対をされているのでしょうか どのようなことを期待されているのでしょうか	12 利害関係者に利害関係事項を聴く
	13 実質的な利害関係心は聴取されているが、心理的な利害関係心が聴取、記録されていない	13 行政に対する不信心はありませんか	13 利害関係者に心理的な利害関係心事項を聴く
	14 実質的な利害関係心は聴取されているが、プロセスに関する利害関係心が聴取、記録されていない	14 これまでの経緯や今後の進め方についてのご意見はありますか	14 利害関係者にプロセスに関する利害関係心事項を聴く
	15 声の大きい人など特定の人のみ抽出され、利害関係事項をれなく抽出できていない	15 他の方のご意見はありますか	15 公の場で発言していない利害関係者にアクセスする
	16 これまで実施した説明会や意見交換会、個別にアポイント等の詳細な議事録が作成されていない	16 皆さん(利害関係者)のご発言の記録はありますか	16 発言記録を確認し、無ければ作成する、もしくは再度聴く
	17 利害関係心事項をカテゴリ別に分類することと、集類構造化していない	17 皆さん(利害関係者)のご意見は、どのように整理していますか	17 利害関係心事項を集類し構造化する
	18 整理した利害関係心事項に自分の意見があるかを利害関係者に確認していない	18 お聞きしたご意見は、報告したり、確認してもらっていますか	18 利害関係者に意見のまとめを渡し、自分と同様の意見が記載されているかを確認する
	19 また、傾向、争点、異なる重み付けなどが分析されていない	19 皆さんの関心事項を分析していますか	19 利害関係心分析を行う
	20 利害関係心考慮した合意形成プロセスを設計していない	20 今後どのように合意形成を進めていくかの見直しはありますか	20 利害関係心考慮して、合意形成プロセス(提供情報、論点、議論方法、スケジュール等)を設計する
	21 会議等個別の参加の場の効率性かつ有意義な企画運営ができない	21 話し合いの場のイメージはできていますか	21 利害関係心考慮して、会議等各参加の場のプログラムを設計する
⑤代替案	22 合意に至るように、既存概念を払拭し知恵を絞り全ての利害関係心事項を満たす対応策群としての代替案を作成できていない	22 皆さんの関心事項を満たすような提案を考えていますか	22 合意形成の考え方を示す
	23 一部の利害関係心事項に焦点を当てた代替案になっている	23 全ての利害関係者の関心事項を満たす対応策群になっていますか	23 対応策群を例示する
	24 作成した代替案を評価していない	24 その代替案を事業として進めて大丈夫ですか	24 専門家に相談する
	25 作成した代替案が利害関係者の意向に即しているかを確認していない	25 皆さんは、その内容をご存じですか	25 皆さんに知らせて、意見をもらう
	⑥意思決定	26 意思決定権者に合意形成の経緯や代替案に関する情報が適切に届いていない	26 意思決定者の方は、これまでの議論とその結果をどのように受け止められましたか
27 判断がしなげている		27 どのような意思決定をされたのですか。また、それはどうしてですか	27 意思決定権者に聞く、確認する
28 意思決定権者の判断に、利害関係者の意向が反映されていない		28 意思決定権者はどうしてそのような判断をされたのですか	28 意思決定権者に聞く、確認する
29 判断したが、公報されていない		29 皆さんは、その内容をご存じですか	29 合意形成のお礼とともに意思決定結果と理由を報告する
30 意思決定権者の判断に対して、利害関係者が不満を抱いている		30 皆さんは、どのようにお考えなのでしょうか	30 必要であれば、別途対応を考える
31 合意形成が形式だけになる可能性がある		31 実際に、そのとおりに実行されると思いますか	31 今後も注意を払う

ここでは、①合意形成の目的について、「何を決める必要があるのですか(q-2)」と質問すると「地域の公共交通計画には、理念、基本方針等概念的な内容から、バス路線・時刻表の改定等詳細な内容まで含まれる。住民の意向は、基本的には全てに対してできる限り反映したい」という内容の回答を得た。この時点において計画の具体的項目がなかったため、各項目においてどの程度意向を反映するのか(聴くのみか、聴いて反映し確認修正するのか、合意文書に署名をするのか等)については、検討されていないことが分かった。また、地域住民が主体となる組織の設立は、今後状況を鑑みて検討となった。

②意思決定者についても「意思決定権者はだれですか(q-1)」と質問すると、職員間で議論した後、「最終的には首長であるが、地域住民の意向を聞き、計画を取りまとめ、首長へ提案するのは有識者会議である。このため、地域住民との意見交換会は、参加者が何かを決める性格

の会議ではない」ことが明確になった。これを受けて、①に戻り「理念と基本方針の概念部分については、地域住民の意向を聞いた上で行政が案をつくり、確認修正の機会を設ける」ことが明確化、共有化された。

当初、①の診断仮説(h-1,2,3)は確定的であったが、その場の議論を通じて目的の一部と、意思決定者や各会議の関係性が明確になった。

合意形成の目的の明確化・共有化は、極めて重要であるが、曖昧もしくは形式的なまま進められることが多い。各所で問題を引き起こす可能性があるため要注意である。

#### b) 都市計画決定の変更が伴う計画の見直し

ケース2: 都市計画決定された道路整備について、過去に何度も説明会等を行ったが一部地元住民の反対が強い。このため既存計画通り、整備を縮小した計画に加え、整備しないという選択肢を用意した。他の地元住民の意見も聞いて整備方針を決定したい。

③利害関係者について質問する(q-8,9,10)と、一部特定の地域住民の声は聞けたが、その他の地域住民は説明会の案内をしても参加しないなど、アクセス方法がわからないという問題を抱えていた。また、地域住民以外の利害関係者となり得る人を聞きながらリストアップした。また、④利害関心について、「過去の話し合いやアンケート等により地域住民の声は聞いている」とのことであった。その記録と整理分析方法を尋ねる(q-16,17)と丁寧な議事録と、キーワードにより分類されたまとめが存在したが、利害関心分析は行われていないことが分かった。

診断仮説(h-8,9,10)のとおり、利害関係者に対する理解、抽出が不十分であった。また、診断仮説「利害関心を集約し構造化していない(h-17)」が該当した。これより、キーとなる利害関係者には個別に最新の意向を聴取することと、既存情報に対して利害関心分析を行なうことが必要であると診断した。その上で、合意形成プロセス(提供すべき情報、論点、議論方法、スケジュール)を設計する必要がある。

#### c) 迷惑施設の建設計画の作成

ケース3：ゴミの最終処分場を建設するにあたり場所を選定したいが、事前の地質調査すら近隣住民に反対されるので、候補地を挙げることもできない。

いわゆる迷惑施設の建設計画を作成する本ケースでは、①合意形成の目的、②意思決定者、③利害関係者は比較的明確にされていた。

④利害関心について質問する(q-12)と、「母親が集まる会で説明をした時に、有害物質が子どもに影響を及ぼすという研究結果が紹介され、安全であることの証明を求められた。安全性については極力最新の技術を持って対応したいが、安全であることの証明はできず打ち手がないという状況である」という内容の回答を得た。

これより、診断仮説「立場ではなく利害関心事項が聴取されていない(h-12)」はある程度除外されるが、次の診断仮説「実質的な利害関心は聴取されているが、心理的な利害関心が聴取、記録されていない(h-13)」は診断が確定する可能性が高い。この場合「安全性への不安や行政への不信感があるのでしょうか(q-13)」と質問する。「ある」という回答を得たが、それを心理的な利害関心として認識し、聴取、記録されていないことが分かった。

これより、まずは、心理的な利害関心について理解を深め、聴取、整理、確認、分析すべき事項として捉え直すことが必要である。その上で、不安や不信を払拭するための方策(例えば、安全性の高い構造物とすることだけではなく、その後のモニタリングの実施、問題が生じた場合の対応策の事前検討等ソフト施策を提案したり、担当職員が不安を受け止め誠心誠意対応する、適切な情報提供をする、異動の場合は丁寧に引継ぎをする等)を代替案の中に組み込み提案する必要がある。

## 4. 考察

### (1) 効果

合意形成診断法では、診断者が担当者に、合意形成の基本手順に従った質問をしていくことで、以下の効果が得られることが分かった。

- ① 煩雑な業務に追われがちな合意形成実務において、合意形成の基本手順という軸上に現在地と目指すところ、問題の原因を示すことができる。これより、担当者が理解しやすく附に落ちた状態で解決策を講じることができる。
- ② 専門家が質問し担当者が考え回答する過程で、担当者は合意形成の考え方と技術を業務に照らして理解し、即活用することができる。
- ③ 診断者は、事業概要、合意形成実務の状況、担当者個人及び組織の合意形成に関する考え方、知識、経験、技術、チーム力等を効率的に把握することができ、実施可能な今後の取組みを助言しやすくなる。

### (2) 特徴

#### a) 長所

- ① 雑多な問題が多発している合意形成業務において、本質的な問題から検討できる(生産性)。
- ② 簡便かつ実用的である(実用性)。
- ③ 合意形成の基本手順のどこで問題が生じているかが、一目瞭然となり、伝えやすい(伝達可能性)。
- ④ 誤診をした場合、どこで間違えたのかを検討して学習することができる(検証可能性)。
- ⑤ 担当者が合意形成業務を理解し、実務で活かしやすい(学習性)。

#### b) 短所

- ① 担当者が合意形成を必要だと思っていたが、実は必要ではないことが分かった場合は、それ以上利用できない(目的)。
- ② 合意形成に関係しない計画の内容についての問題は、扱うことができない(適用範囲)。
- ③ 事実情報及び意見情報の把握を間違えると、見当はずれの診断を行うことになる(誤診の可能性)。
- ④ 専門家の知識、経験、技能により、診断の正確性は異なる。Yes、Noのようにクリアに判断できない情報に対して、判断がそれでよいかを悩むことも多い(診断者の経験)。
- ⑤ 時々刻々と変化する状況に対して、情報が更新される度に再度診断をする必要がある(変動性)。

### (3) 今後の課題

- ① 合意形成診断法の枠組みを提示し、基本的にはYes、Noの二分岐で診断を行った。実際には、診断仮説に

対して確率（可能性，確からしさ）で判断を行ったり，一度確定した診断仮説に再度戻って検討することもあった．このため，事例を分析したり，専門家の思考プロセスを観察するなどして，診断の推論過程をより詳細に検討する必要がある．

- ② 本稿で提案した診断法では，致命的な影響を及ぼす要因を担当者が有しているかを評価できない．また，緊急に対応しなければいけない問題を見落とす可能性もある．タイミングを逃さず対応し，最悪の状況を回避できるよう解決策の優先順位を検討できるように改善する必要がある．
- ③ 合意形成診断法は，診断をつけるマニュアルではない．診断を行う専門家には，合意形成の知識，経験，技術，及び思考力，判断力が求められ，これを養成するためには，教育やトレーニング，実践経験が必要となる．

## 5. おわりに

本研究では，土木計画における合意形成診断法について，目的，実施方法，一部適用例を示し考察を行った．これより，合意形成診断法を用いることで，合意形成実務を行う行政職員が，本質的な問題を整理し，解決に向けた取組みの見通しがもてるようになることが分かった．

また，診断者のファシリテーションにより，担当者の情報整理の負担を軽減したり，担当者チーム内の情報共有を促進することが可能であることが分かった．推論過程の改善，適用可能性の検討，診断者の養成が課題である．

これより，合意形成実務の生産性向上と，行政サービスの質の向上，及びより質の高い土木計画，インフラ整備・維持管理に繋がることが期待される．

## 参考文献

- 1) 滑川達，山中英生：コンセンサス・ビルディング手法による検討委員会設立・運営に対する参加者評価，土木計画学研究・論文集，Vol.24, No.1, 131-138, 2007.
- 2) 国土交通省道路局：市民参画型道路計画プロセスのガイドライン，2002.
- 3) 坂井孝典，屋井鉄雄：計画確定行為における合理性確保に関する研究，土木学会論文集 D 部門，Vol.65, No.2, pp.111-128, 2009.
- 4) 特定非営利活動法人 PI-Forum の HP，<http://www.pi-forum.org/>
- 5) 土木学会編集委員会編：土木とコミュニケーション，土木学会誌叢書 3，(社)土木学会，2004.
- 6) ローレンス・E.サスカインド，ジェフリー・L.クルックシャンク，城山 英明(翻訳)，松浦 正浩(翻訳)：コンセンサス・ビルディング入門 ―公共政策の交渉と合意形成の進め方，有斐閣，2008.
- 7) 野口善令，福原俊一：誰も教えてくれなかった診断学，医学書院，2008.

## A METHOD OF CONSENSUS BUILDING DIAGNOSIS FOR INFRASTRUCTURE PLANNING

Kaori MIZUTANI and Yoshirou AZUMA